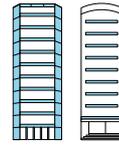


川口市マンション管理適正化推進条例が施行されます

対象 区分所有マンション(分譲マンション)
条例で定めた **3つのポイント**



▲条例の詳細はこちら
(市ホームページ)

令和4年
4月1日施行



分譲マンションの 管理状況の定期報告

3階建て以上の分譲マンションの管理者などに対して、管理状況の報告を義務付けています。市は報告内容から管理不全の兆候が見られた場合に助言、指導、勧告および公表を行います。



これにより、分譲マンションの管理不全を予防し、適正な管理を促進します。

※おおむね5年に1度を予定。対象者あてに市から書類を送付します。
※この助言や指導などは、分譲マンションの管理や運営に対して行うものであり、住民間のトラブルや他法令の違反に対して行うものではありません。

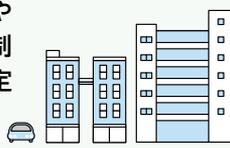


▲管理状況の定期報告制度



防災体制認定マンション制度

防災組織の結成、防災訓練の実施や防災備蓄倉庫の設置など、防災体制に優れた分譲マンションを市が認定します。



市ホームページや不動産広告などで認定を受けていることをPRすることができます。

また、管理組合の総会などで防災体制の強化への賛同を得やすくなるメリットも期待できます。



▲防災体制認定マンション制度



管理組合・居住者同士のコミュニティや地域とのコミュニティの形成

日常的なトラブルの防止や、防災・防犯対策に重要な分譲マンション内コミュニティを、管理組合や居住者同士が積極的に形成するよう努力義務を定めています。また、分譲マンション内のコミュニティのみならず、地域社会の一員として、マンション以外の地域住民との良好なコミュニティを築く努力義務も定めています。

問い合わせ…住宅政策課 ☎048-229-7805 FAX048-285-2003

川口市資材置場の設置等の規制に関する条例

不適切な資材置場の設置・管理の防止を図り、市民生活の安全の確保と生活環境の保全に寄与することを目的として「川口市資材置場の設置等の規制に関する条例」が制定されました。

令和4年
7月1日施行

POINT

01

資材置場の設置には 許可が必要です!

令和4年7月1日以降に500㎡以上の資材置場の設置に係る工事に着手しようとするときは、市長の許可を受けなければなりません。

また、許可の対象外となる資材置場(※)を設置・管理する場合においても、許可基準を遵守するよう努めなければなりません。

※具体的な対象や許可基準は市ホームページでご確認いただくか、お問い合わせください。



POINT

02

違反をすると 罰則の対象になります!

無許可で資材置場を設置した者は、勧告・措置命令の対象となります。

措置命令に違反した者は罰則(30万円以下の罰金)の対象となります。

※届出等の違反も罰則(5万円以下の過料)の対象となります。



▲許可基準など制度の詳細はこちら
(市ホームページ)

問い合わせ…開発審査課 ☎048-242-6347 FAX048-285-2003